冒頭、加藤副委員長(専門委員長)より、審議事項(3)-1 に基づき、金融商品会計に関する現行基準の見直しの今後のスケジュール及び本日のディスカッション・ポイントについて説明がなされた。引き続き板橋専門研究員より、審議事項(3)-2、(3)-3、(3)-4 に基づき、分類及び測定に関する検討状況の整理の、公正価値オプション、保有目的区分の変更、及び複合金融商品の取扱いについて説明がなされた。説明の後、委員からの主な発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

- ・ あるオブザーバーから、IFRS 第9号では測定区分の変更時点が翌事業年度の期首となる との事務局説明について、IFRS の報告期間は、半期及び四半期報告を行っている場合も 年度のことを報告期間というのかという質問があった。これに対して事務局からは、半 期及び四半期とするのは国毎の制度となっている、また、半期や四半期の財務報告は IAS 第34号「中間財務報告」で扱われるため、それに照らせば年度のみと考えられるが、確 認するとの回答がなされた。
- ・ 別の委員から、公正価値オプションは、会計上のミスマッチを解消する有力な手段なので導入する方向を支持する、測定区分の変更時点が翌事業年度の期首となることについては、表示が長期間放置されることとなり望ましくないといった意見があった。さらに、前回委員会にて議論した株式に関するその他の包括利益の表示の選択肢について議論の状況の質問があり、事務局からは、そのような取扱いを設けることは概ね賛同されたが、その場合のその他の包括利益の組替調整については、様々な意見があり方向性は決まっていないこと、金融商品独自の側面と他のプロジェクトの動向など包括的な側面の両方から検討する旨の回答がなされた。
- ・ 別の委員から、公正価値オプションは、会計上のミスマッチの解消で金融負債にも関わることから、「金融負債に対する公正価値オプション導入に関する議論を踏まえて引き続き検討する」としてはどうかとの意見があった。
- ・ また、別の委員から、測定区分の変更時点を期末から行うという考え方があり得ること、 また、公正価値の開示が詳細にわたるので期の途中から変更するのは実務上困難と考え られるとのコメントがなされた。

以上